

令和8年5月26日
生活文化政策部
文化・国際課

世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の実施について

1 主 旨

区では、「全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく」多文化共生社会の構築に向け、平成31年3月に「世田谷区多文化共生プラン」、令和6年3月に「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定した。

本プランは、計画期間が令和9年度末で終了することから、プランの改定に向け、区内在住の外国人の標準的な生活状況ならびに、区に対しての満足度及びニーズを事前に把握するため、「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」（以後、「実態調査」という。）を実施する。

2 調査概要 ※下線：前回調査時から追加・変更した内容

(1) 調査対象

令和8年4月1日現在、区内に在住する15歳以上の外国籍区民2,000人
(層化二段無作為抽出)

(2) 調査期間

令和8年6月1日～6月30日

(3) 調査方法

調査用紙郵送配付の上、郵送回収（返信用封筒同封）または**Web** 回答

(4) 調査票多言語翻訳対応 ※下線：前回調査時から追加した言語

①調査票（紙）言語（4言語）

日本語、英語、中国語（簡体字及び繁体字）、韓国語

②調査票（データ）言語（調査票（紙）の二次元コードからアクセス可能、10言語）

日本語、やさしい日本語、英語、中国語（簡体字及び繁体字）、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、フランス語、インドネシア語

(5) その他

「実態調査」の回答者の一部を対象としたヒアリング調査を行い、調査結果だけでは十分に見えない課題を把握する。

3 質問項目 ※下線：前回調査時から追加した内容

(1) 回答者の属性について（8問）

性別、年齢、国籍・地域、職業、在留資格、滞在期間、家族など

(2) ことばについて（8問（枝番号含む））

日本語能力、日本語の勉強方法や場所など

(3) 日常生活について（21問（枝番号含む））

定住性、住宅、医療、出産・子育て、教育、就労、災害、困りごと、偏見や差別に関することなど

(4) 行政サービスについて（8問（枝番号含む））

せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の認知度、行政サービスや専門相談についてのニーズなど

(5) 交流活動について（9問（枝番号含む））

外国人の交流活動についての意識、支援活動へのニーズ、属するコミュニティ、自治会や町会の認知度など

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 6月 1日 調査期間

～6月30日

7月～8月 ヒアリング調査

11月 集計・分析

区民生活常任委員会報告（速報）

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会

12月 区議会への報告（確定版：ポスティング）